

別記様式(第5条関係)

表

第 号	株式会社海外需要開拓支援機構法 第38条第2項の立入検査をする職員の身分証明書		
	官 職 氏 名	年 月 日 生	
		年 月 日 発行	
	経済産業大臣	印	
	写 真		
	(押出スタンプ)		

裏

株式会社海外需要開拓支援機構法 (抄)	
(報告の徴収等)	
第38条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。	
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	
第43条 第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、50万円以下の罰金に処する。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。